

特定施設の一覧

項目 機械の総称	特定施設	騒音規制法		振動規制法	
		適用の有無	規格	適用の有無	規格
金属加工機械	イ 圧延機械		原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る		
	ロ 製管機械		—————		
	ハ ベンディングマシン		ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る		
	ニ 液圧プレス		矯正プレスを除く		矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス		呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る		—————
	ヘ せん断機		原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る		原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る
	ト 鍛造機		—————		—————
	チ ワイヤフォーミングマシン		—————		原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る
	リ プラスト		タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く		
	ヌ タンブラー				
	ル 切断機		といしを用いるものに限る		
圧縮機等	イ 圧縮機		空気圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る
	ロ 送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る		
土石用又は鉋物用機械	イ 破碎機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る
	ロ 摩碎機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る
	ハ ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る
織機	織機		原動機を用いるものに限る		原動機を用いるものに限る
建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント		気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る		
	ロ アスファルトプラント		混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る		
	ハ コンクリートブロックマシン				原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る

項目 機械の総称	特定施設	騒音規制法		振動規制法	
		適用の有無	規格	適用の有無	規格
建設用 資材製造 機械	ニ コンクリート管 製造機械				原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る
	ホ コンクリート柱 製造機械				原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る
穀物用 製粉機	穀物用製粉機		ロール式のものであって 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る		
木材 加工 機械	イ ドラムバーカー		_____		_____
	ロ チッパー		原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る		原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のものに限る
	ハ 碎木機		_____		
	ニ 帯のこ盤		製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力のが 2.25kW 以上のものに限る		
	ホ 丸のこ盤		製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力のが 2.25kW 以上のものに限る		
	ヘ かな盤		原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る		
抄紙機	抄紙機		_____		
印刷機械	印刷機械		原動機を用いるものに限る		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る
ゴム練用 又は合成 樹脂用 機械	ロール機				カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る
合成樹脂用 射出成形機	合成樹脂用 射出成形機		_____		_____
鋳造型機	鋳造型機		ジョルト式のものに限る		ジョルト式のものに限る